

[給付様式7 表]

新給付 編入学／認定専攻科進学

給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学)(旧:編入学の2)

給付

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学(又は認定専攻科に進学)しましたので、引き続き給付奨学金の継続をお願いします。なお、給付奨学金の継続を願い出るにあたり、私は、給付奨学金確認書提出時に同意した内容についても、引き続き承諾したうえで提出します。

●奨学生記入欄(漏れなくすべて記入又は選択してください。また、年月日の年は西暦で記入してください。) ※裏面も記入してください。

◆基本情報

本人カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。		生年月日 西暦年 月 日		誓約日 西暦年 月 日	
		2 0 2 5			
本人漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。		支給を受けていた給付奨学生番号		性別(任意) 国籍	
		5 2 0		該当の数字に○ 男・女 日本・日本以外 1・3 1・0	
本人現住所 〒 ー		本人連絡先 電話番号 ー ー 携帯番号 ー ー		在留資格 国籍「0.日本以外」の場合は、該当の数字に○ 永住者・特別永住者 1 日本人の配偶者等 2 永住者の配偶者等 3 定住者 4 家族滞在 5	
在留期限 在留資格「2.日本人の配偶者等」「3.永住者の配偶者等」「4.定住者」「5.家族滞在」の場合は、在留期間(満了日)の年月日を記入。		永住の意思 在留資格「4.定住者」「5.家族滞在」の場合は、該当の数字に○		あり なし 1 0	

◆学校情報(編入学後・進学後の学校) ※太枠内は、転入校担当者が記入してください。

学校番号		学校名		学種		(編)入学年月		(編)入学年次(学年)	
				該当の数字に○ ※通信課程の場合は、09に○ 高等専門学校 01 短期大学 02 大学学部 04 専修学校 08 通信課程 09		西暦年 月		年	
区分 学部・学科コード		学部・学科名等		卒業予定年月		修業年限			
給付始期 給付終期 西暦年 月 西暦年 月		学籍番号(左づめ記入)		キャンパス住所 ※郵便番号:事業所の個別番号ではなく、所在地の郵便番号を記入		卒業予定年月		修業年限	
2025 20				ー		西暦年 月		0	
認定専攻科 (該当の場合は☑)		私立理工農系学科 (該当の場合は☑)		昼・夜・通信 (該当の数字に○) 昼(昼夜課程含む) 夜 通信		1 2 3			

◆学校情報(編入学前・進学前の学校) ※編入学後・進学後の学校と同系列校の場合でも、必ず記入してください。 ※入学年月について、高専の場合は、4年次に進級した年月を記入してください。

学校名		学部・学科名等		入学年月		卒業・修了・退学年月	
				西暦年 月		西暦年 月	
卒業・修了・退学年次(学年)		年		通信課程		該当の場合は☑	

◆国費による支援

あなたは、現在、以下の支援を受けていますか(ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、該当するものがないか必ず確認してください)。 ・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当 ・職業訓練受給給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・職業転換給付金 ※右の「支援を受けている」に○をつけた場合、給付奨学金の支給額は0円となります。 ※国費による支援の終了にあたっては、別途「国の給付金受給状況変更届(給付様式2-2)」を学校へ提出する必要があります。また、編入学をした次月以降に国費による支援を受ける場合も当該届出が必要です。		支援を受けている(該当の場合は数字に○)		1	
		上の「支援を受けている」に○をつけた場合は、あなたが受けている国費による支援の開始年月と終了年月を記入してください。			
国費支援開始年月		国費支援終了年月			
西暦年 月		西暦年 月			

◆支給停止希望

次に例示する理由等により、編入学月振込分からの支給の停止を希望しますか。
・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある。
・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある。

支給停止を希望する(該当の場合は☑)		□	
上の「支給停止を希望する」にチェックをつけた場合は、給付奨学金の支給停止を希望する理由を選択してください。また、「その他」の場合は()に理由を記入してください。			
(編)入学年月日時分で休学中		1	
他団体の奨学金の利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が不可		2	
() その他 ()		3	

◆資産額

あなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合や生計維持者が存在しない場合は、空欄とせず「0」と記入してください。

あなた	万円	生計維持者①	万円	生計維持者②	万円	合計	万円

資産額が基準額(生計維持者の人数にかかわらず5,000万円未満。多子世帯の場合は、生計維持者の人数にかかわらず3億円未満。)を超過している場合は継続できません。
継続希望時点で2025年度一次採用申込期間中の場合は、2025年度二次採用以降に新規申込(2025年度二次採用申込期間中の場合は、2026年度一次採用以降に新規申込)してください。

※記入例を必ずご覧のうえ記入してください。

採用係	(25.04)	郵送必須	スカラAC入力不可
-----	---------	------	-----------

〔給付様式7 裏〕

新給付 編入学／認定専攻科進学

- 奨学生記入欄
◆自宅・自宅外通学

該当の項目に○ □自宅通学(又はそれに準ずる) □自宅外通学 □通信課程のため、通学形態によって支給額が設定されない	※1. 自宅外通学の要件 ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安) ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安) ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合
上記設問で「自宅外通学」を選択した場合、「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)に自宅外通学を証明する書類を添付して、学校へ提出する必要があります。 また、「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。自宅外月額での振込みは、自宅外通学証明書類を提出し、不備なく審査終了した後にあります。また、自宅外月額と審査終了前に振込済みの自宅月額との差額も振り込まれます。	

- ◆振込口座 ※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号のみ記入してください。また、口座番号・記号・番号を記入する際は、末尾を右づめで記入してください。

金融機関名 (記入及び振込に○)	銀行・信用金庫・ 労働金庫・信用組合	金融機関コード	預金種目	普通(総合)
店名 (記入及び振込に○)	支店・出張所・ ()	店番号	口座番号(右づめ)	
ゆうちょ銀行(記号 - 番号) (右づめ) 1 0 - 1 ※本人名義の普通預金口座(ゆうちょ銀行は通常貯金口座)のみ。				

- ◆生計維持者の扶養する「子ども」の人数及び本人扶養状況

※申込者本人が生計維持者に扶養されていない場合、多子世帯と判定されません。

生計維持者が「2024年12月31日時点 で扶養していた「子ども」の数	※申込者本人を含む人数 人	(本人扶養状況) 私は生計維持者に	該当の 項目に○	扶養されていない □	扶養されている □
--	------------------	----------------------	-------------	---------------	--------------

※資料をご覧
のうえ、回答し
てください。

- ◆生計維持者の変更

・「2024年4月の在籍報告(10～3月の間に編入学・進学する者は2025年4月の在籍報告)」時点と比較し、変更の有無を記入してください。

※選択する前に、「提出確認チャート」を参照してください。

人物の変更・ 人物の情報の変更	該当の 数字に○	なし 0	あり 1	「1.あり」に○の場合 は、該当の項目に○	□再婚・離婚・死亡等による人物の追加・変更・削除
				□姓の変更 □生年月日の訂正 □住所の変更	以下、以下の黒い太枠内を記入してください。

「なし」の場合、以下の黒い太枠内の記入は不要です。

1項目に変更があった場合でも、黒い太枠内の欄全てを記入・選択してください。
情報に変更がない生計維持者の欄も必ず全て記入・選択してください。

本様式(給付奨学金継続願)
を提出できません。スカラネッ
トから新規申込みをしてくだ
さい。

「姓の変更 生年月日の訂正 住所の変更」の 場合のみ記入	生計維持者①の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。	
	カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。	生年月日 西暦年 月 日 続柄 該当のアルファベットに○ 父 A 母 B 祖父 G 祖母 H 本人 Y その他 Z ()
	漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。	2025年1月1日現在の生活保護受給状況 該当する選択肢に○ □受給していない □受給している
	現住所 〒 -	
	生計維持者②の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。	
	カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。	生年月日 西暦年 月 日 続柄 該当のアルファベットに○ 父 A 母 B
	漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。	2025年1月1日現在の生活保護受給状況 該当する選択肢に○ □受給していない □受給している
	現住所 〒 -	

- ◆重要事項確認(必須)

給付奨学金の継続申請にあたって、以下の事項をすべて確認し、確認後、「はい」にチェックをつけてください。

確認事項	はい(理解している)
①在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、給付奨学金を受けられなくなることがあります。	はい□
②奨学金支給中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が止まる可能性があります。	はい□
③やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合等、給付奨学金でも返還が必要になることがあります。	はい□
④給付奨学金の支給額は、毎年秋に、あなたの世帯の家計状況に応じて見直されます。	はい□
⑤嘘の申告で給付奨学金を得た場合は、受け取った金額の100分の140を返金しなければならなくなることがあります。	はい□

- 学校記入欄(漏れなくすべて記入又は選択してください。)

上記のとおり、編入学により本学に転入(又は認定専攻科に進学)したことを証明し、願い出は適当と認めます。

(転入校の証明) 202 年 月 日

学 校 名

学 校 長

【注1】表面「◆学校情報(編入学後・進学後の学校)」の該当箇所「学校番号、学校校区区分、学部・学科コード、給付始期及び給付終期 等」を必ず記入してください。

【注2】「自宅外通学」を選択する場合、「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)は以下の①②のとおり取り扱ってください。

①「奨学生番号」、「採用候補者決定通知登録番号」、「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。

②採用課採用係に、本願と併せて郵送してください。

電話番号 - - ()
(担当者カナ氏名)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金継続願（編入学／認定専攻科進学） 提出確認チャート

・直近の適格認定（家計）を編入学日時点の生計維持者で実施していない場合（生計維持者に変更が生じている場合）

→編入学奨学金継続願の提出ではなく、編入学後・進学後の学校で、新規にスカラネットから給付奨学金の申込をしてください。

・現在の支援区分が支援対象外の場合

→継続願の提出ができません。また、新規申込みをすることは可能ですが、2024年10月から支援対象外で停止中の方の次回の申込機会は、2025年の秋採用からとなります。

下記より選択してください。

①

2024年4月の在籍報告より後に、生計維持者に変更がない

本様式（給付奨学金継続願）での手続きが可能です。

②

2024年4月の在籍報告より後に

・再婚や離婚等で生計維持者に変更があった
・その他の理由で生計維持者に変更があった

又は

現時点での支援区分が算出されていない

スカラネットから新規申込みが必要です。

③

・現在の支援区分が「支援対象外」又は「第Ⅳ区分（対象外）」である（振込が0円である）

・現在の支援区分が「第Ⅳ区分（理工農）」であるが、私立理工農系学科以外に編入学する

・現在の資産が5,000万円以上である
（多子世帯の場合：現在の資産が3億円以上である）

本様式（給付奨学金継続願）での手続きができません。
収入や資産の状況が変わり、新規申込みを希望する場合、次回の申込機会は2025年の秋採用以降となります。

①と②に該当する場合も、③に該当する場合は、③となります。

◆2025年10月に編入学する場合（9月編入学は上記と同じになります）

→2025年4月の在籍報告より後に生計維持者に変更がある場合は、継続願の提出ができません。

スカラネットから新規申込みをしてください。

→2025年10月から支援対象外の場合は、次回の申込機会は2026年の秋採用からとなります。

→資産額が基準額以上の場合は、次回の申込機会は2026年度春採用からとなります。

◆新規申込みする際の留意点

→「継続支給が認められる要件は満たしているが、新規申込みする必要がある者」であることを学校に申し出てください。

→スカラネット入力時に、「編入学前・進学前の学校で支給を受けていた給付奨学生番号」を入力してください（スカラネット下書き用紙P9）。

※家計急変採用による支援区分見直し期間中であった場合は、本様式ではなく、スカラネットを通じた申請手続きとなります。学校に申し出てください。

給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学)について

1. 継続支給の対象者と、継続支給が認められる要件

※裏面もご確認ください※

対象者	継続支給が認められる要件	支給期間
<編入学> 短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了し、大学に編入学した者	① 学校教育法に定める編入学制度に基づいて編入学したこと(大学の専攻科・別科へ編入学した場合は支援対象となりません。) ② 編入学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなってから、編入学をした日までの間が 1年以内 であること。	編入学・認定専攻科進学後学校の正規の修業年限まで ※支給期間は、編入学前の学校・転出校において給付奨学金を支給された期間と通算して、 72か月 を上限とします。
<編入学> 専修学校以外の大学等で本機構の給付奨学生であった者で、卒業せずに、2年制課程以上の専修学校専門課程の2年次以上に入学した者	① 当該専修学校に入学前の学校を卒業・修了していないこと ② 当該専修学校に入学前の学校に在学しなくなしてから 1年以内 の入学(2年次以上への入学に限る。)であること	
<編入学> 同一学校内・同一学校種間において、通学課程から通信課程へ又は通信課程から通学課程へ転学部(科)・転学した者	転学部(科)又は転学の要件を満たしていること(要件については学校に確認してください)。 ※転出校と転入校が同一学校種であり、共に通信課程である転学部(科)・転学の場合は、別様式による手続きが必要になります。	
<認定専攻科進学> 短期大学・高等専門学校4～5年生で本機構の給付奨学生であった者で、卒業又は修了した者	① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(認定専攻科)への進学であること ② 認定専攻科進学の前に給付奨学金を受給していた学校に在学しなくなしてから、認定専攻科進学をした日までの間が 1年以内 であること。	

(※) 上記の「対象者」及び「継続支給が認められる要件」を満たさない者、支給期間の上限を超えている者は、本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、新規申込みもできません。

(※) 編入学前・進学前の大学等における学業成績が「**廃止**」相当の者は、**本様式(給付奨学金継続願)での申込みも、新規申込みもできません。**ただし、**災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる者、適格認定(学業)において警告が連続した者の再支援(経過措置)に該当する者は除きます**ので、該当する可能性のある場合は学校に申し出のうえ、取扱いについて確認してください。

2. 編入学後・進学後の学校への提出書類(※1)

	提出書類	対象者
①	「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学)」(給付様式7)	申込者全員
②	給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学)(※2)	申込者全員
③	「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)(※3)	「自宅外通学」の者
④	自宅外通学の証明書類(※4)	
⑤	「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」(給付様式34)	外国籍かつ在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」又は「家族滞在」の者(※6)
⑥	次のうちいずれか1点 ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」のコピー ・「住民票の写し」(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているもの 在留資格「家族滞在」の場合、上記の提出書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」(原本)(※5)	

(※1) マイナンバーの提出は必要ありません。

(※2) スカラネットによる新規申込者と異なり、給付奨学金確認書(新給付 編入学/認定専攻科進学)の提出が必要です。確認書は、給付奨学金継続願と共に学校に提出してください。「転出校において支給を受けていた給付奨学金の申込IDが不明の場合は、空欄としてください。

(※3) 「奨学生番号」「採用候補者決定通知登録番号」「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。

(※4) 自宅外通学を証明する書類としてどのようなものが必要であるかは、「通学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式35)裏面の要件確認チャートで確認してください。

(※5) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

(※6) 継続願に記入の誓約日時点で在留期間(満了日)が経過している場合でも継続願の提出はできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、継続願の承認は保留(一定期間経過後は不承認)となります。

※表面もご確認ください※

○振込口座について

「通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピーをここに貼り付け」

継続が承認されたときに、どの口座に奨学金が振り込まれるか確認できるように、**振込口座の通帳のコピー等、口座番号がわかる書類を貼り付け、保管しておくことをおすすめします。**
学校から指示があった場合は、この用紙の上に振込口座として登録する口座の口座番号がわかる書類を貼り付け、「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学)」に記入する際は、確認しながら誤りのないよう記入してください。

★振込口座についての確認事項及び注意点

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、**以下のチェックリストを使って確認してください。**

- ☐ あなた本人の預・貯金口座です（あなた以外の口座は使用できません）。
 - ☐ 銀行等の普通預金口座又はゆうちょ銀行の通常貯金口座です。（※1）
 - ☐ 「給付奨学金継続願(編入学/認定専攻科進学)」を願い出る人(本人カナ氏名)と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
 - ☐ 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、又は記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※2）
 - ☐ この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座・解約済口座ではありません）。
 - ☐ 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、インターネット専業銀行、コンビニ銀行等の口座ではありません。（※3）
- （※1）一部の信用組合は使用できません。
（※2）3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。
（※3）機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。

＜ゆうちょ銀行の例＞

- ・本人名義の通常貯金口座を使用します。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。
例：100000-1-000000001
(5桁) ↑ (最大8桁)
記入しない
- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

「店名」、「店番」、「口座番号」は使用しません

＜ゆうちょ銀行以外の金融機関の例＞

- ・本人名義の普通預金口座を使用します。
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します。誤りのないよう記入してください。
※類似した名称にはご注意ください。
例：「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「〇〇支店」と「〇〇駅前支店」など

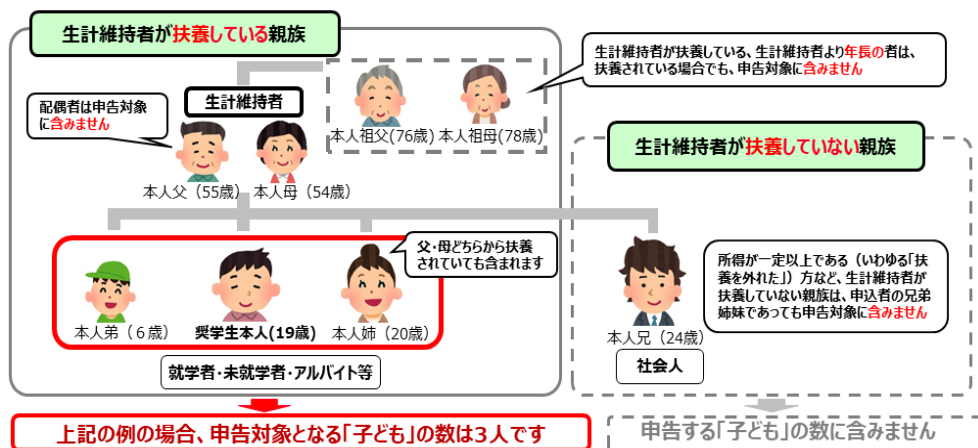
The image shows two examples of bank passbooks and account information forms. The top example is from a post office (ゆうちょ銀行) and shows the account number (記号 and 番号) circled in red with a callout saying "「記号」と「番号」を使用します". Below it, a red 'X' is placed over the branch name and account number fields, with a callout saying "「店名」、「店番」、「口座番号」は使用しません". The bottom example is from a regular bank (普通預金) and shows the branch name (支店) and account number (口座番号) circled in red with a callout saying "「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」を記入します".

申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の範囲について

申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも**年長でない人**（例：子ども、年下の兄弟姉妹）や生計維持者の尊属でない人となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

この申告は、給付奨学金の多子世帯に該当するかどうかの判定に利用されます。

※**住民税の扶養親族とは**、今回は2024年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。
なお、後日、証明書類の提出を求める場合があります。また、偽りその他不正の手段により申告等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大140/100を乗じた金額が、国税徴収の例により徴収されます。



給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学) 表面 【記入例】 (抜粋)

※記入の際、特にご注意いただきたい箇所を抜粋して説明しています。確認のうえ記入してください。

◆共通の注意事項

(共通)提出確認チャート、(共通)様式7資料表、(共通)様式7資料裏及び本紙をよく読んでから記入を始めてください。
漏れなく、楷書でていねいに記入してください。読み取りづらい場合、誤った情報が登録される可能性があります。
黒又は青のボールペンで記入してください。鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンは使用できません。

◆基本情報

●「本人カナ氏名」、「本人漢字氏名」

左詰めで記入し、「姓」と「名」の間は1マス空けてください。1マスに1字記入してください。
カナ氏名欄は、濁点(・)、半濁点(゜)、拗音・促音(っ・ゃ・ぃ・ぅ・ゎ)も1マス使用してください。
制限文字数を超える場合は、書けるところまでを記入してください(氏名が途切れていてもかまいません)。
ミドルネームは、名とつなげて記入してください。
カナ氏名は、振込口座の口座名義人と同一のカナ氏名を記入してください。

●「生年月日」

必ず西暦年で記入してください。

(例) 2002年5月1日の場合 → 2 0 0 2 0 5 0 1

※生年月日以外にも年月日の記入欄があります。上記の例を参考に記入してください。

●「支給を受けていた奨学生番号」

編入学前・進学前の学校で支給を受けていた給付奨学生番号を記入してください。
貸与奨学金番号は記入しないでください。

●「性別(任意)」、「国籍」

該当する数字にマルを付けてください。性別は任意のため未記入でも構いません。

●「本人現住所」

現在住んでいる住所を記入してください。自宅外通学の場合は、下宿先の住所を記入してください。

●「在留資格」

国籍が「日本以外」の場合のみ、該当する数字にマルを付けてください。

●「永住の意思」

在留資格が「定住者」「家族滞在」の場合のみ、該当する数字にマルを付けてください。
「0. なし」を選択した場合は、給付奨学金の継続ができません。

◆学校情報(編入学後・進学後の学校)

●「修業年限」

何年課程の学部・学科等が記入してください。あと何年通うかという意味ではありません。

(例) 2年課程の場合は「2 0」、4年課程の場合は「4 0」「0」は印字済み。

●「学籍番号」

左詰めに記入してください。英字はすべて大文字で記入してください。

◆学校情報(編入学前・進学前の学校)

※編入学後・進学後の学校と同系列校の場合でも、必ず記入してください。

●「学校名」、「学部・学科名等」

編入学・進学する前の学校を記入してください。

●「入学年月」

編入学・進学する前の学校の入学年月を記入してください。
高専の場合は、4年次に進級した年月を記入してください。

◆基本情報

本人カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。 ショウガク 太郎	生年月日 西暦年 月 日 2 0 0 4 0 5 0 1	誓約日 西暦年 月 日 2 0 2 5 0 4 1 0
本人漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。 奨学 太郎	支給を受けていた給付奨学生番号 5 2 0	性別(任意) 国籍 性 別 (任 意) 国 籍 男・女 日本・日本以外 ① 3 1 ① 0
本人現住所 〒 1 6 2 - × × × × ×	本人連絡先 電話番号 03 - × × × × - × × × × 携帯番号 080 - × × × × - × × × ×	在留資格 国籍「0.日本以外」の場合は、該当の数字に○ 永住者・特別永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 家族滞在 1 2 3 4 5
在留期限 在留資格「2.日本人の配偶者等」「3.永住者の配偶者等」「4.定住者」「5.家族滞在」の場合は、在留期間満了日の年月日を記入。 2 0 2 7 1 1 1 1	永住の意思 在留資格「4.定住者」「5.家族滞在」の場合は、該当の数字に○ ① 0	

◆学校情報(編入学後・進学後の学校) ※本校内は、転入校担当者が記入してください。

学校番号 1 0 9 9 9 0	学校名 日本学生支援大学	学種 短期大学 大学学部 専修学校 通信課程 1 ④ 2 3 8	(編)入学年月 西暦年 月 年 2 0 2 5 0 4 3
区分 学部・学科コード 0 1 9 9 9 9	学部・学科名等 経済学部経済学科	卒業予定年月 西暦年 月 年 2 0 2 7 0 3 4 0	修業年限 4 0
給付始期 西暦年 月 西暦年 月 2 0 2 5 0 4 2 0 2 7 0 3	給付終期 西暦年 月 西暦年 月 2 0 2 5 0 4 2 0 2 7 0 3	学籍番号(左詰め記入) 1 2 3 4 5 6 7 8 A	夜・夜・通信 夜 通信 ② 2 3
認定専攻科 (該当の場合は○) ☐	私立理工農系学科 (該当の場合は○) ☐	キャンパス住所 〒 1 1 0 4 - × × × × × ×	東京都中央区×-×-×

◆学校情報(編入学前・進学前の学校) ※編入学後・進学後の学校と同系列校の場合でも、必ず記入してください。

学校名 支援短期大学	学部・学科名等 商業科	入学年月 西暦年 月 年 2 0 2 3 0 4 2 0 2 5 0 3	卒業・修了・退学年月 西暦年 月 年 2 0 2 3 0 4 2 0 2 5 0 3
卒業・修了・退学年次(学年) 2	年 2	通信課程 ☒	該当の場合は○ ☐

◆国費による支援

あなたは、現在、以下の支援を受けていますか(ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、該当するものがないか必ず確認してください)。 ・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当 ・職業訓練受給給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・職業転換給付金 ※右の「支援を受けている」に○をつけた場合、給付奨学金の支給額は0円となります。 ※国費による支援の終了にあたっては、別途「国の給付金受給状況変更届(給付様式2-2)」を学校へ提出する必要があります。 また、編入学をした次以降に国費による支援を受ける場合も当該届出が必要です。	支援を受けている(該当の場合は数字に○) 1 上の「支援を受けている」に○をつけた場合は、あなたが受けている国費による支援の開始年月と終了年月を記入してください。 国費支援開始年月 西暦年 月 年 国費支援終了年月 西暦年 月 年
---	---

◆支給停止希望

次に例示する理由等により、編入学月振込分からの支給の停止を希望しますか。 ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある。 ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある。	支給停止を希望する(該当の場合は○) ☒
上の「支給停止を希望する」にチェックをつけた場合は、給付奨学金の支給停止を希望する理由を選択してください。また、「その他」の場合は()に理由を記入してください。	
(編)入学年月日時点を休学中 他団体の奨学金の利用に伴い、機構の給付奨学金との併給が不可 その他	1 ② 3

◆資産額

あなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合や生計維持者が存在しない場合は、空欄とせず0と記入してください。	あなた 0 万円 生計維持者① 100 万円 生計維持者② 50 万円 合計 150 万円
資産額が基準額(生計維持者の人数にかかわらず5,000万円未満。多子世帯の場合は、生計維持者の人数にかかわらず3億円未満。)を超過している場合は継続できません。 継続希望時点で2025年度一次採用申込期間中の場合は、2025年度二次採用以降に新規申込(2025年度二次採用申込期間中の場合は、2026年度一次採用以降に新規申込)してください。	

※記入例を必ずご覧のうえ記入してください。

採用係 (25.04) 郵送必須 スカラAC入力不可

給付奨学金継続願(編入学／認定専攻科進学) 裏面 【記入例】 (抜粋)

◆「自宅・自宅外通学」

説明文をよく読んだうえで該当にチェックを入れてください。

◆「振込口座」

※「(共通)様式7資料裏」を参考にしてください。

●「金融機関名」

ゆうちょ銀行以外の場合は、振込を希望するあなた本人の口座の金融機関名を記入してください。
なお、「銀行」「信用金庫」「労働金庫」「信用組合」は記入不要です。いずれかにマルを付けてください。

●「店名」

振込を希望するあなた本人の口座の金融機関の店名を記入してください。
なお、「支店」「出張所」は記入不要です。「本店営業部」「代理店」などの場合はカッコに記入してください。

●「金融機関コード」・「店番号」

通帳等で金融機関コード・店番号を確認のうえ記入してください。

●「口座番号」

右づめで記入してください。

●「ゆうちょ銀行(記号・番号)」

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号のみを右づめで記入してください。金融機関名、店名等の記入は不要です。

◆「生計維持者の扶養する「子ども」の人数及び本人扶養状況」

①別紙「給付様式7資料 扶養」を確認のうえ、生計維持者が扶養する「子ども」の数を記入してください。

②生計維持者に扶養されているかどうか、該当の項目にチェックを入れてください。

なお、生計維持者に扶養されていない場合は、多子世帯と判定されません。

※記載した情報は、次の支援区分見直し時の判定に使用します。

◆「生計維持者の変更」

該当の数字にマルを付けてください。

「1. あり」の場合、生計維持者の情報(姓、生年月日、住所)を変更する場合は、
該当の項目にチェックを入れたうえで生計維持者の新しい情報を記入してください。その際、変更のない項目、
情報変更のない生計維持者の情報もすべて記入してください。

◆「重要事項確認(必須)」

内容を必ず確認のうえ、すべてにチェックを入れてください。チェックができない場合は、継続ができません。

●「学校記入欄」

学校担当者の記入欄です。申込者は記入不要です。

●奨学生記入欄

◆自宅・自宅外通学

該当の項目に☑	☐ 自宅通学(又はそれに準ずる) ☒ 自宅外通学 口通信課程のため、通学形態によって支給額が設定されない	※1. 自宅外通学の要件 ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安) ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④実家から大学等までの通学時間が片道30分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安) ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業上の関連で、実家からの通学が困難である場合
---------	--	--

◆振込口座 ※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号のみ記入してください。また、口座番号・記号・番号を記入する際は、末尾を右づめで記入してください。

金融機関名 (記入及び振込に用いる)	三菱UFJ	銀行 信用金庫・労働金庫・信用組合	金融機関コード	0005	預金種目	普通(総合)
店名 (記入及び振込に用いる)	関東東京	(支店) 出張所	店番号	999	口座番号(右づめ)	1234567
ゆうちょ銀行(記号・番号)			(支店)	1	0	1

◆生計維持者の扶養する「子ども」の人数及び本人扶養状況 ※申込者本人が生計維持者に扶養されていない場合、多子世帯と判定されません。扶養されている項目に☑

生計維持者が2024年12月31日時点で扶養していた「子ども」の数	3	人	(本人扶養状況) 私は生計維持者に	該当の項目に☑	扶養されていない	扶養されている
-----------------------------------	---	---	-------------------	---------	----------	---------

◆生計維持者の変更
・「2024年4月の在籍報告(10～3月の間に編入学・進学する者は2025年4月の在籍報告)」時点と比較し、変更の有無を記入してください。
※選択する前に、「提出確認チャート」を参照してください。

人物の変更・人物の情報の変更	該当の数字に○	なし	あり	1
「1.あり」に○の場合は、該当の項目に☑				口再婚・離婚・死亡等による人物の追加・変更・削除
「なし」の場合、以下の黒い太枠内の記入は不要です。				口姓の変更 口生年月日の訂正 ☑住所の変更

以下、黒い太枠内を記入してください。

項目に変更があった場合でも、黒い太枠内の欄全てを記入・選択してください。
情報に変更がない生計維持者の欄も必ず全て記入・選択してください。

生計維持者①の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。	続柄	該当のアルファベットに○
カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。	生年月日	
西暦年 月 日	19700920	
漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。	2025年1月1日現在の生活保護受給状況	
奨学 一郎	該当する選択肢に☑	
	☑受給していない 口受給している	
現住所 〒226-XXXX 神奈川県横浜市X-X-X	父 A	
	母 B	
	祖父 G	
	祖母 H	
	本人 Y	
	その他 Z	
生計維持者②の情報を記入してください。※情報の変更のみで人物は変わらない場合も、すべての項目を漏れなく記入してください。	続柄	該当のアルファベットに○
カナ氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。濁点(・)等は1マス使用。	生年月日	
西暦年 月 日	19700610	
漢字氏名 ※「姓」と「名」の間は1マス空ける。	2025年1月1日現在の生活保護受給状況	
奨学 花子	該当する選択肢に☑	
	☑受給していない 口受給している	
現住所 〒226-XXXX 神奈川県横浜市X-X-X	父 A	
	母 B	

◆重要事項確認(必須)

給付奨学金の継続申請にあたって、以下の事項をすべて確認し、確認後、「はい」にチェックをつけてください。

確認事項	はい(理解している)
①在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、給付奨学金を受けられなくなることがあります。	はい☑
②奨学金支給中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が止まる可能性があります。	はい☑
③やむを得ない理由がなく学業成績が悪く(不振の場合等)、給付奨学金でも返還が必要になることがあります。	はい☑
④給付奨学金の支給額は、毎年秋に、あなたの世帯の家計状況に応じて見直されます。	はい☑
⑤他の申告で給付奨学金を得た場合は、受け取った金額の100分の140を返金しなければならないことがあります。	はい☑

●学校記入欄(漏れなくすべて記入又は選択してください。)

上記のとおり、編入学により本学に転入(又は認定専攻科に進学)したことを証明し、願い出は適当と認めます。

(転入校の証明) 2025年4月20日

学校名 日本学生支援大学

学校長 機構 太郎

【注1】表面「◆学校情報(編入学後・進学後の学校)」の該当箇所「学校番号、学校校区分、学部・学科コード、給付始期及び給付終了期」等を必ず記入してください。
【注2】「自宅外通学」を選択する場合、「進学形態変更届(自宅外通学)」(給付様式36)は以下の①②のとおり取り扱ってください。
①「奨学生番号」・「採用候補者決定通知登録番号」・「進学届入力日」欄はいずれも記入不要です。
②費用照会関係に、本欄と併せて提出してください。

電話番号 (担当者カナ氏名) 03-XXXX-XXXXX(シエン)

必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付

給付奨学金確認書

提出用(表面)

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、編入学等（又は認定専攻科に進学）したことにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）の継続を願い出るにあたり、給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、定期的に適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。貴機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

奨学金申込時の申込ID（注）		提出年月日(西暦)										
		年 月 日										
申込者本人	学 校 名		学部・課程・分野			学科・専攻		学籍(学生証)番号				
								↓ここから記入				
	フリガナ		〒			電話番号(自宅)		電話番号(携帯)				
	氏名		現住所									
漢字		生年月日			西暦		年 月 日		性別(任意)		男 ・ 女	

※「申込者本人」欄は、申込者本人（あなた）が記入してください。
（注）編入学前（進学前）の学校で支給を受けていた給付奨学金の申込時における申込IDを記入してください。
申込IDはZD又はYDで始まる10桁の英数字です。わからない場合は空欄で構いません。

生計維持者	1	氏 名	生年月日	西暦	年 月 日	本人との続柄	
		現住所	(〒 -)				
	2	氏 名	生年月日	西暦	年 月 日	本人との続柄	
		現住所	(〒 -)				

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人（あなた）のいずれかが記入してください。
※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人控用にコピーを取り大切に保管してください。

学校番号

1. 給付奨学金の支給に係る事項

提出用(裏面)

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたと生計維持者の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要に応じ提供されます。

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【第Ⅳ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が51,300円以上154,500円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額 $\star 1$ = 課税標準額 $\times 6\%$ - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) $\star 2$ (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に $3/4$ を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用(希望)者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分(第Ⅰ～第Ⅳ区分)に応じ、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円	17,000円
	第Ⅳ区分(多子世帯に限る)	7,300円(8,400円)	16,700円	9,600円(10,700円)	19,000円	12,800円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円	
	第Ⅳ区分(多子世帯に限る)	4,400円(6,500円)	8,600円	6,700円(8,800円)	10,900円	

(注1) 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その振込反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等(※)から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態にかかわらず、上表の金額(年額)が原則として年1回振り込まれます。

(注4) 給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容にかかわらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付始期からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱います。なお、定期的に機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容にかかわらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

(1) 退学・除籍・停学(無期又は3か月以上)の処分を受けた場合

(2) 下表【適格認定における学業成績の基準】に基づく判定を受けた場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く)。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること(2回目の警告が「警告」の区分の2.に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く)。
警告	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること(上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く)。

また、奨学金支給期間中、定期的に、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

採用されなかった場合、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。